

件名

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二及び第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年金融庁告示第十三号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

附則	改正後
----	-----

附則	改正前									
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(銀行における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相 当額の算出に係る経過措置)</p> <p style="text-align: center;">第二条 当分の間、第一条の規定による改正後の銀行法第十四 条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし 自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するため の基準(以下この条及び次条において「新銀行告示」という 。)第七十九条第二項及び第三項、第五百五十七条第六項、第 百六十五条第四項並びに第二百七十条の七第一項の規定の適 用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲 げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとす る。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: top;">項 第七十九条第三</td> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center; vertical-align: top;">項 第七十九条第二</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">標準的手法採用 行は、自己が国</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">標準的手法採用 行は、自己が国 内基準行であり 、かつ、次の各 号に掲げる銀行 のいずれにも該 当しない場合に あつては</td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">標準的手法採用 行は</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">標準的手法採用 行が</td> <td></td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">標準的手法採用 行は</td> </tr> </table>	項 第七十九条第三		項 第七十九条第二	標準的手法採用 行は、自己が国	標準的手法採用 行は、自己が国 内基準行であり 、かつ、次の各 号に掲げる銀行 のいずれにも該 当しない場合に あつては	標準的手法採用 行は	標準的手法採用 行が		標準的手法採用 行は
項 第七十九条第三		項 第七十九条第二								
標準的手法採用 行は、自己が国	標準的手法採用 行は、自己が国 内基準行であり 、かつ、次の各 号に掲げる銀行 のいずれにも該 当しない場合に あつては	標準的手法採用 行は								
標準的手法採用 行が		標準的手法採用 行は								

	<p>第六百五十七條第六項</p>
<p>内基進行であり、かつ、前項各号に掲げる銀行のいずれにも該当しない場合において</p>	<p>第七十九條（第二項及び第三項を除く。）から第七十九條の三の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、第七十九條第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と</p>
	<p>第七十九條から第七十九條の四までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。</p>

<p>第七第一項 第二百七十条の</p>	<p>第四百六十五條第 四項</p>	
<p>同章（第七十九 條第二項及び第</p>	<p>第七十九條（第 二項及び第三項 を除く。）から 第七十九條の三 の六までの規定 は、リテール向 けエクスポージ ャーのEADにつ いて準用する。 この場合におい て、これらの規 定中「標準的手 法採用行」とあ るのは「内部格 付手法採用行」 と、第七十九條 第四項中「前三 項」とあるのは 「第一項」と読 み替えるものと する。</p>	<p>読み替えるもの とする。</p>
<p>同章の規定中</p>	<p>第七十九條から 第七十九條の四 までの規定は、 リテール向けエ クスポージャー のEADについて 準用する。この 場合において、 「標準的手法採 用行」とあるの は「内部格付手 法採用行」と読 み替えるものと する。</p>	

	三項を除く。） の規定中
--	-----------------

2 内部格付手法採用行である銀行は、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD を算出する場合において、当該 EAD の算出に当たって新銀行告示第七十九条の四に規定するカレント・エクスポージャー方式を用いているときは、当分の間、新銀行告示第五百七十七条の規定により算出した EAD（当該エクスポージャーに係るものに限る。）に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD とすることができるとができる。

$$\text{掛目} = \sqrt{(T_m / 10)}$$

T_m は、新銀行告示第七十九条の三第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間をいう。この場合において、回項中「前項」とあるのは「附則第二条第二項」と、回項第一号中「ネットテイング・セット 二十営業日」とあり、及び「ネットテイング・セット 十営業日」とあるのは、「ネットテイング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

3 前項の規定は、内部格付手法採用行である銀行が、リテール向けエクスポージャーであつて、自己が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間

接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD を算出する場合について準用する。

(銀行における適格中央清算機関に係る経過措置)

第三条 当分の間、新銀行告示第一条第七号の三に掲げる用語の意義は、同号の規定にかかわらず、第一条の規定による改正前の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(次項及び附則第十四条において「旧銀行告示」という。)第一条第七号の三に定めるところによる。

2 当分の間、新銀行告示第二百七十条の八の規定にかかわらず、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、旧銀行告示第二百七十条の八の規定により算出するものとする。

(銀行持株会社における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)

第四条 当分の間、第二条の規定による改正後の銀行法第五十条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下この条及び次条において「新持株告示」という。)第五十七条第二項及び第三項、第三百三十五条第六項、第四百三十三条第四項並びに第二百四十八条の七第一項の規定の適用につ

<p>いては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>	<p>第五十七条第二項</p>	<p>標準的手法採用 行は、自己が国内基準行であり、かつ、次の各号に掲げる銀行持株会社のいずれにも該当しない場合にあつては</p>	<p>標準的手法採用 行は</p>
	<p>第五十七条第三項</p>	<p>標準的手法採用 行は、自己が国内基準行であり、かつ、前項各号に掲げる銀行持株会社のいずれにも該当しない場合において</p>	<p>標準的手法採用 行が</p>
<p>第三百三十五条第六項</p>	<p>第五十七条（第二項及び第三項を除く。）から第五十七条の三の六までの規定は、事業法人等</p>	<p>第五十七条から第五十七条の四までの規定は、事業法人等向けエクスポージャのEADについて</p>	

<p>第四百四十三條第 四項</p>	
<p>第五十七條（第 二項及び第三項 を除く。）から 第五十七條の三 の六までの規定 は、リテール向 けエクスポージ ヤーの EAD につ いて準用する。 この場合におい</p>	<p>向けエクスポー ジャーの EAD に ついて準用する 。この場合にお いて、これらの 規定中「標準的 手法採用行」と あるのは「内部 格付手法採用行 」と、第五十七 條第四項中「前 三項」とあるの は「第一項」と 読み替えるもの とする。</p>
<p>第五十七條から 第五十七條の四 までの規定は、 リテール向けエ クスポージャー の EAD について 準用する。この 場合において、 「標準的手法採 用行」とあるの</p>	<p>て準用する。こ の場合において 、「標準的手法 採用行」とある のは「内部格付 手法採用行」と 読み替えるもの とする。</p>

	<p>て、これらの規定中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」とする。</p>	<p>は「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。</p>
<p>第二百四十八条の七第一項</p>	<p>同章（第五十七条第二項及び第三項を除く。）の規定中</p>	<p>同章の規定中</p>

2 内部格付手法採用行である銀行持株会社は、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合において、当該EADの算出に当たって新持株告示第五十七条の四に規定するカレント・エクスポージャー方式を用いているときは、当分の間、新持株告示第三百三十五条各項の規定により算出したEAD（当該エクスポージャーに係るものに限る。）に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEAD

<p>（最終指定親会社における適格中央清算機関に係る経過措置）</p> <p>第十四条 当分の間、新最終指定親会社告示第一条第七号の三に掲げる用語の意義については、第一条の規定による改正前の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この条において「旧銀行告示」という。）第一条第七号の三の規定を準用する。この場合において、新最終指定親会社告示第一条第七号の三の規定は、適用しない。</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>らず、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、旧持株告示第二百四十八条の八の規定により算出するものとする。</p> <p>（最終指定親会社における適格中央清算機関に係る経過措置）</p> <p>第十四条 当分の間、新最終指定親会社告示第一条第七号の三に掲げる用語の意義については、旧銀行告示第一条第七号の三の規定を準用する。この場合において、新最終指定親会社告示第一条第七号の三の規定は、適用しない。</p> <p>〔2・3 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

第二条 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第二十二号）附則第二條第一項の規定によりなお従前の例により自己資本比率の算出を行う銀行については、なお従前の例による。

2 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第二十三号）附則第二條第一項の規定によりなお従前の例により自己資本比率の算出を行う銀行持株会社については、なお従前の例による。